平成２３年（フ）第８７３号
東京都目黒区東山３丁目22―26―203
債務者　小笠原禄子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４５号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地43棟105号
債務者　平田　卓夫
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
岡山県津山市鉄砲町137番地
債務者　奥山久仁子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第９８０号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番５号　シュベルニーコーポフジモト105号
債務者　樋口麻衣子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７３号
大阪府枚方市伊加賀西町67番５―501号
債務者　野村　静江
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１６０号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番32号
債務者　岸澤　真代
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９号
静岡市清水区草薙1974番地の４　ハイライフ草薙202号、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目26番８号
債務者　佐野　弘治
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
静岡県藤枝市谷稲葉727番地の６
債務者　杉本日登美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８号
静岡県焼津市小川新町４丁目５番34号
債務者　福井　幸子（旧姓法月）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２号
静岡市清水区袖師町545番地の３
債務者　望月　道広
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３１号
静岡市葵区東187番地の７
債務者　菊地　　昇
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７３号
東京都江東区南砂１丁目19―１―222
債務者　田村　温子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９号
静岡県藤枝市東町17番16号
債務者　西山　綾乃
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６３０１号
東京都中央区日本橋浜町１丁目３番13号
破産者　株式会社グローバルアーティスト
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３０２号
東京都千代田区飯田橋１丁目３番２号
破産者　ＸＩＮＤＥＮＫＡＩ―ＪＡＰＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３０３号
東京都目黒区中央町１―17―８　Ｋ＆Ｔ学芸大学302
破産者　吉田　勝彦
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部